

ノルウェー

意匠規則

2003年4月4日国王布告により改正

2003年5月1日施行

目次

第1章 意匠登録出願

第1条 特許庁への出願等

第2条 言語

第3条 願書の内容

第4条 製品の説明及び類

第5条 複製とひな形

第6条 訂正に関する要件

第2章 優先権

第7条 出願に基づく優先権

第8条 出願による優先権の基礎

第9条 優先権に関する国際協定

第10条 展示による優先権

第11条 複数意匠についての出願(共同登録)

第12条 優先権主張の取消

第3章 出願の処理

第13条 標準的審査

第14条 補充審査

第15条 出願処理中の異議申立

第16条 部分的拒絶と修正態様での登録

第4章 出願又は登録の分割及び統合

第17条 出願の分割

第18条 登録の分割

第19条 出願又は登録の統合

第5章 登録と公告

第20条 意匠登録簿の内容

第21条 意匠登録簿の閲覧

第22条 意匠公報による公告

第23条 意匠登録簿への移転の登録

第24条 名称又は代理人の変更の登録

第25条 登録の抹消

第6章 行政審査と審判請求

第26条 行政審査

第27条 外務大臣による審査請求

第28条 部分的無効

第29条 審判請求

第7章 雑則

第30条 手数料

第31条 代理人の任命

第32条 登録の更新

第33条 応答の期限

第34条 訂正期限の延長

第35条 ひな形の保管

第8章 最終規定

第36条 他の規則の廃止

第37条 施行日及び経過規定

第1章 意匠登録出願

第1条 特許庁への出願等

意匠登録の出願は、ノルウェー特許庁(「特許庁」)に対して所定の様式により書面で行うものとする。

意匠法及び本規則に定める様式についての要件は、手数料等に関する2003年4月11日の規則第456号第1条第5段落の規定に従い特許庁に電子出願をすることによっても満たすことができる。書類について、複数通提出すべきことの要件は、電子出願の場合は適用されない。

第2条 言語

願書はノルウェー語で作成されなければならない。願書の添付書類その他手続書類に含まれる諸書類はノルウェー語、オランダ語又はスウェーデン語で作成されなければならない。

願書、添付書類その他書類が第1段落において指定された言語以外の言語で作成されている場合は、特許庁の定める期限内にそれらの翻訳文が提出されなければならない。特許庁は、それら翻訳文を国家認定翻訳者によって又はその他の方法で真正認定するよう請求することができる。

特許庁は、個々の出願について、第1段落に指定する言語以外の言語で作成された書類を承認することができる。

行政審査又は審判に係る手続書類を含め、意匠出願に関するその他の書類はノルウェー語、デンマーク語又はスウェーデン語で作成されなければならない。第2段落及び第3段落の規定はそれら書類に準用する。

第3条 願書の内容

願書は出願人又はその代理人が署名し、かつ次の情報を含まなければならない。

1. 出願人の名称若しくは商号及び住所。出願人が住所の異なる複数人の場合は、連絡を受けるための1の住所を指定するものとする。
2. 創作者の名称、創作者集団の名称若しくは商号及び住所
3. 意匠法第16条に基づく優先権を主張するか否かについての情報
4. 出願人が意匠法第18条第2段落に基づく登録の据え置きを求めるか否か、及び求める場合はその期間

出願人が意匠法第49条に従い代理人を指定する場合は、代理人の名称若しくは商号及び住所が願書に記載されなければならない。

願書には更に、第4条及び第5条に定める情報が含まれなければならない。

第4条 製品の説明及び類

願書においては、意匠のための国際分類を制定する1968年10月8日のロカルノ協定に基づく登録出願意匠の対象製品の類及び副類を特許庁が判断することができるよう、1若しくは複数の種類の対象製品を正確に特定しなければならない。出願人は、願書に意匠の対象とする製品のロカルノ協定による類及び副類を指定するものとするが、これらの指定は特許庁を拘束しない。

第5条 複製とひな形

出願人は、出願時に、登録出願する意匠を正確に描いた複製を願書に添付するものとする。意匠のひな形を提出することもできる。「複製」とは、写真、図面その他電子手段による記録、保存及び複製に適した図表現を意味する。技術図面は受理されない。複製の寸法は1辺が3cm以上でなければならないが、A4版の大きさを超えてはならない。また、周囲に少なくとも5mmの余白を取らなければならない。

複製は意匠の対象となる製品若しくは製品の部分のみを描くものでなければならない。色彩意匠の登録を出願する場合は、複製及びひな形も色彩付きでなければならない。

意匠登録出願が意匠法第15条に基づき複数の意匠に係る場合は、各別の複製及びひな形を提出する場合は、ひな形を各意匠について提出しなければならない。各複製及びひな形には、その対応する意匠が明確になるよう続き番号を付すものとする。番号は各意匠に対して複数枚の複製を提出する場合は、主番号に付加番号を組み合わせたものを使用するものとする(1.1, 1.2, 1.3等)。

必要と認める場合、特許庁は出願人にひな形を提出するよう求めることができる。ひな形は、耐久性のある無害の材料で作成しなければならず、40×40cm以下の寸法にし、重量は4kgを超えてはならない。

特許庁は、複製についての更なる要件を定めることができる。

第6条 訂正に関する要件

出願が第1条第2段落及び第2条から第4条までに定める要件を満たしていない場合においても、出願後に意匠法第19条の規定に従い所定のものが出願されるか又は出願の不備が訂正されたときは、当該出願は適正にされたものとみなされる。

願書に複製又はひな形が添付されていない場合は、願書に意匠法第16条第1段落及び本規則第7条から第9条までの要件を満たす優先権の主張が記載されている場合に限り、当該出願は適正にされたものとみなされる。

第2章 優先権

第7条 出願に基づく優先権

意匠登録出願の出願人は、同一意匠についての意匠登録出願若しくは実用新案登録出願を先に工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約又は1994年4月15日の世界貿易機関設立協定(WTO 設立協定)の締約国において行っているか又はそれら締約国間の国際組織において行っている場合は、そのような最初の出願に基づいて意匠法第16条第1段落に規定する優先権を主張することができる。

優先権の主張は、特許庁への出願時に願書に記載しなければならない。特許庁への出願時よりも後に優先権を主張することはできない。1意匠については1優先権のみを主張することができる。

この主張には、根拠となる出願をした当局、出願日及び出願番号を明示しなければならない。優先権の主張にこれらの情報が伴わない場合、特許庁はそれらの情報を提出するための期限として1月の猶予を与えることができる。この期限内に必要な情報が提出されない場合は、優先権は失われる。

特許庁は、優先権を主張する者に対して、3月以内に優先権の証拠を提出するよう求めることができる。優先権の証拠は、第3段落にいう情報、出願人の名称及び願書の写しを含みかつ先の出願の国の所轄当局の認証のあるものでなければならない。

第8条 出願による優先権の基礎

ある出願を意匠法第16条第1段落に基づく優先権の基礎とするためには、それが当該意匠を特定した最初の出願でなければならない。

ただし、同一意匠についての後続出願であっても、それが次に掲げる要件を満たす場合は優先権の基礎とすることができる。

1. 最初の出願と同一の地で同一の出願人又はその代理人によってされたものであること
2. 当該出願がされた時に最初の出願が公開されることなく既に取下、放棄又は拒絶がされていること
3. 最初の出願が如何なる優先権主張の基礎にもなっていないこと、及び
4. 最初の出願が確立された如何なる権利の基礎にもなっていないこと

第9条 優先権に関する国際協定

特許庁は、パリ条約又はWTO 設立協定の締約国でない国においてされた出願であっても、その国がノルウェーでされた出願に基づいて優先権を付与している場合は、当該出願に基づいて意匠法第16条第1段落による優先権を付与することができる。

第7条及び第8条の規定は本条による優先権に準用する。

第10条 展示による優先権

意匠登録出願の出願人は、当該意匠が1928年11月22日の国際博覧会に関する条約にいう公式又は公認の博覧会において展示されていた場合、意匠法第16条第2段落による優先権を主張することができる。第7条第2段落の規定はこの場合に準用する。

優先権を主張するに際しては、当該意匠が最初に展示された博覧会の名称、その博覧会が開

催された国及び当該意匠がその博覧会で最初に展示された日が明示されなければならない。優先権の主張にそれらの情報が伴わない場合、特許庁はそれら情報を提出するための期限として1月の期間を与えるものとするが、この期限が遵守されない場合は、優先権は失われる。特許庁は、優先権を主張する者に対して、3月以内に優先権の証拠を提出するよう求めることができる。意匠が展示された博覧会が国際的なものであることを述べかつ当該意匠が最初に展示された日を明示する当該博覧会の運営責任部門による表明書は、優先権の証拠として受け入れられるものとする。

第11条 複数意匠についての出願(共同登録)

出願が意匠法第15条に規定される複数意匠に係るものである場合、出願人はその内の1若しくは複数の意匠について優先権を主張することができる。

この場合の優先権主張は、1若しくは複数の先の出願に基づいて行うことができる。これは、かかる複数の出願が異なる国に出願された場合にも適用される。

第12条 優先権主張の取消

優先権の主張は、登録出願に対する決定が下されるまでは特許庁に書面で通知することによって取り下げることができる。

第3章 出願の処理

第13条 標準的審査

登録の通知において、特許庁は意匠法第17条第1段落に従い特許庁が審査した事項を意匠権所有者に通知する。

第14条 補充審査

出願人の請求を受けた場合、特許庁は意匠法第17条第2段落に定める補充審査を行うものとする。

補充審査の請求は特許庁への出願の際に願書に記載しなければならない。出願が複数の意匠に係る場合、願書に別段の記載をしていない限り、補充審査は出願対象であるすべての意匠について行われるものとする。

特許庁は、補充審査において、意匠法第3条から第5条まで、第7条第2段落及び第8条に基づき意匠権の付与を妨げる要素が存在するか否かを決定する。この際、特許庁はノルウェーにおいて登録されている若しくは登録されたことのあるすべての意匠及びノルウェーでの登録を求めて特許庁に対してされたすべての意匠登録出願を調査する。特許庁はまた、意匠法第7条第3段落(1)に基づき意匠権の付与を妨げる商標についても調査を行うものとする。特許庁は意匠の保護に影響を与えるその他の事項を認識した場合、それらについても審査する。

特許庁は、意匠権保護の要件が満たされているか否かに言及することなく、審査の結果を出願人に通知する。

第15条 出願処理中の異議申立

特許庁は、出願処理中に異議申立に関連して受領した情報を、それが意匠法第17条及び第29条に基づき特許庁が登録出願の審査において考慮すべき事項に該当する範囲で審査の対象とする。出願人は、登録の付与に影響を及ぼす情報について意見を提出するために2月の期間が与えられるものとする。

その他の事項に関する異議申立は出願の処理に影響を与えない。異議申立が認容されない場合、特許庁は自己の権利を主張して異議を申し立てた者に対して意匠法第25条以下に定める行政審査を請求することができる旨通知するものとする。

第16条 部分的拒絶と修正態様での登録

出願が複数の意匠を含んでおりかつその内の一部の意匠が意匠法第17条第1段落にいう登録要件を満たしていない場合、それらの意匠は本規則第17条に従い別途の出願の対象とするか又は出願を取り下げなければならない。出願人が何れの措置も取らない場合は、当該出願は全部を拒絶される。

ある意匠が意匠法第14条による修正された態様での登録を受けると特許庁が認定する場合、特許庁はその旨を出願人に通知し、修正された態様での意匠の複製を提出するための2月の期限を出願人に与えるものとする。

第4章 出願又は登録の分割及び統合

第17条 出願の分割

出願が複数の意匠を含んでいる場合、出願人は特許庁に対して当該出願を2若しくはそれ以上の出願に分割することを書面により請求することができる。

分割の請求書には原出願の出願番号及び分割による新たな出願の各々の対象となる意匠を明記しなければならない。

分割による新たな出願は何れも原出願と同一の出願日を与えられ、また個々の意匠は原出願に伴ったのと同じ優先権を維持する。

分割まで原出願の添付書類であった書類は、新たな出願の添付書類とみなされる。

第18条 登録の分割

登録が複数の意匠を含んでいる場合、その所有者は特許庁に対して当該登録を2若しくは複数の登録に分割することを書面により請求することができる。

分割の請求書には原登録の登録番号及び分割による新たな登録の各々の対象となる意匠を明記しなければならない。

分割による新たな登録には何れも原登録と同一の出願日と登録日を与えられ、また個々の意匠につき原出願に伴ったのと同じ優先権を維持する。

第17条第4段落の規定を準用する。

第19条 出願又は登録の統合

出願人又は意匠権所有者は、従前に特許庁に対して同日付に行った複数の分割出願又は分割登録請求に基づいてされた分割登録を統合するよう、書面で特許庁に対して請求することができる。ただし、関係の意匠が口カルノ協定による同一の類に属することを条件とする。

この請求書には、統合を求める出願の出願番号又は登録の登録番号を明記すると共に、統合しない出願又は登録がある場合は、それらの対象である意匠を明示するものとする。

第5章 登録と公告

第20条 意匠登録簿の内容

特許庁は、意匠登録出願と意匠登録についての登録簿(「意匠登録簿」)を保有する。意匠登録簿には次に掲げる情報が含まれる。

1. 出願人の名称若しくは商号と住所及び、該当する場合、代理人の名称若しくは商号と住所
2. 創作者の名称、創作者集団の名称若しくは商号及び住所
3. 意匠を描写した複製。意匠が色彩を帯びているか否かを示さなければならない。
4. ひな形が提出されているか否か
5. 意匠の対象となる1若しくは複数の製品及びそれら製品のロカルノ協定による分類の指定
6. 出願日、出願番号及び出願の公開日
7. 登録日、登録番号及び登録公告日
8. 優先権が主張された場合、優先日、優先権の基礎である出願がされた地及びその出願の出願番号
9. 登録期間満了日

意匠登録簿はまた、次の情報も含むものとする。

1. 出願において登録の据え置きが求められているか否か
2. 手数料が納付されているか否か
3. 各事件についての入力/出力書類及び諸決定

意匠登録簿には更に、意匠法及び本規則にしたがって提供されるその他の情報が含まれる。特許庁が第1段落及び第2段落にいう事項についての変更の通知を受けた場合、当該変更を意匠登録簿に記載する。

第21条 意匠登録簿の閲覧

意匠登録簿に記載された情報は出願日から公開される。ただし、第2段落に定める制限に服する。

意匠を描写し又はその他意匠の外観を伝える複製及び願書のその他添付書類は、意匠法第21条第2段落及び第3段落に従い公開されるまでは公衆への開示の対象から除外される。

第22条 意匠公報による公告

意匠の登録は意匠公報により公告される。公告内容には、第20条第1段落に掲げる事項が含まれる。

特許庁はまた、その他の事項も意匠法及び本規則において定める範囲で公告する。

第23条 意匠登録簿への移転の登録

意匠法第54条第2段落又は意匠法第53条第3段落に定める意匠権移転又はライセンスの意匠登録簿への登録請求は、書面により特許庁に対して行うものとする。かかる登録請求書には、意匠権所有者として登録している者若しくは実施権者、又はその代理人が署名しなければならない。請求書には意匠の登録番号、及び譲渡若しくはライセンス付与の両当事者の名称若しくは商号及び住所を記載しなければならない。

所有者として登録している者若しくはその代理人が請求書に署名していない場合、意匠権又

はライセンスの証拠書類を提出する。

第 24 条 名称又は代理人の変更の登録

出願人，意匠権所有者，それらの代理人又は実施権者の名称，商号又は住所の変更の意匠登録簿への登録の申請は，特許庁に対して書面で行うものとする。かかる申請書には，出願番号又は登録番号を明記しなければならない。

代理人変更の通知は，特許庁に対して書面で行わなければならない。かかる通知書には，出願番号若しくは登録番号，及び新たな代理人の名称若しくは商号及び住所を明記する。新たな代理人が第 31 条第 2 段落に定める行為を行う権限を有する場合は，通知書に署名する必要があるのは出願人又は意匠権所有者のみとする。

第 25 条 登録の抹消

意匠法第 34 条第 1 段落の規定に定める登録抹消を求める旨の意匠権所有者の請求は，かかる所有者又はその代理人が署名した書面により特許庁に対してされるものとする。請求書には，登録番号を明記しかつ，該当する場合は，登録されている複数意匠の内何れの意匠についての登録抹消を求めるかを明示するものとする。

第6章 行政審査と審判請求

第26条 行政審査

行政審査の請求書には、意匠法第27条第1段落にいう情報を記載し、並びに代理人の名称又は商号及び住所を記載しなければならない。

行政審査請求書及びその後の提出書類は2通提出するものとする。

行政審査請求が取り下げられた場合、その件の審査は意匠法第27条第5段落の規定に従ってのみ継続することが可能であり、この旨が、請求取下後1月以内に意匠権所有者に通知されることを条件とする。

第27条 外務大臣による審査請求

外務大臣は、意匠法第26条第2段落(3)に基づく行政審査を請求することができる。ただし、国の管理章及び保証章に関する行政審査の請求は司法大臣が行うものとする。

第28条 部分的無効

登録が複数の意匠を含みかつその一部が意匠法第17条第1段落による登録要件を満たしていない場合、それら意匠は本規則第18条の規定に従い異なる登録に分割するか又は登録を取り下げなければならない。出願人がこの要求に従わない場合、出願は全部を無効とされる。

第16条第2段落の規定は、登録意匠が意匠法第28条の規定に従い修正された態様で維持可能な場合に準用される。

第29条 審判請求

意匠法第37条に基づく審判部への審判請求の請求書は、2通提出されるものとする。審判請求が行政審査に係る事件の決定に対してされる場合は、当該事件の他方当事者に送付するために他方当事者の数に応じた追加の請求書が提出されるものとする。

第7章 雑則

第30条 手数料

所定の手数料は、手数料等に関する2003年4月11日の規則第456号第4章に従って特許庁へ納付するものとする。

第31条 代理人の任命

代理人に関する意匠法第49条の規定は、デンマーク又はスウェーデンに居住する出願人又は意匠権所有者には適用しない。

代理人が出願の全部若しくは一部を取り下げるか又は登録の全部若しくは一部の抹消を請求する場合は、委任状を提出しなければならない。委任状は、出願人又は意匠権所有者の署名を含みかつ出願番号又は登録番号及び特許庁に対する関係での代理人の権限が明記されなければならない。

第32条 登録の更新

意匠登録の更新申請書が登録期間の満了時までの特許庁に提出されない場合、特許庁は、意匠権所有者に対して意匠法第24条第1段落に定める更新申請の期限を通知するものとする。特許庁がかかる通知を発しなかった場合においても、意匠権所有者は当該申請期間経過後に更新申請を行う権利を有さない。

更新申請が意匠法に定める要件を満たしていない場合、特許庁は意匠権所有者に対して当該不備の訂正のための相応の期間を与えるものとする。

登録が更新された場合、特許庁はその旨を意匠権所有者に対して通知する。

第33条 応答の期限

応答の期限は、特許庁による通知が送られた日から起算されるものとする。

特許庁からの通知に具体的な応答期日が明記されていない場合、期限は最終月の期限開始日に対応する日に満了するものとする。最終月に期限の開始日に対応する日がない場合、期限はその月の最終日に満了するものとする。応答のための期日が土曜、日曜又は公休日に該当する場合は、期限はその翌就業日まで延期するものとする。

第2段落の規定は、意匠法又は意匠法に基づく規則によるその他の期限の計算に準用するものとする。

意匠法又は本規則に別段の規定があるか又は特許庁が個別に特段の決定を行う場合を除いて、応答の期限は2月とする。

書類は、特許庁への手数料等の納付に関する2003年4月11日の規則第456号第1条に従い、それが特許庁によって受領された時に特許庁に提出されたとみなされる。

第34条 訂正期限の延長

願書又はその他の書類の不備が所定期限内に訂正されない場合、特許庁は、請求を受けたときは、期限を改めて定めるものとする。訂正期限延長の請求は、所定期日までに書面で特許庁に対してされるものとする。

期限再延長の特段の理由が存在する場合を除いて、訂正期限の延長は1回に限り認められる。

第 1 条第 3 段落，第 7 条第 3 段落及び第 10 条第 2 段落の期限は延長することはできない。

第 35 条 ひな形の保管

意匠登録出願に関して特許庁にひな形が提出された場合，特許庁はかかるひな形を登録期間の満了後 5 年が経過するまで保管するものとする。所有者が保管期間の満了時までひな形の返還を請求しない場合，特許庁はそのひな形を破棄する。

第 8 章 最終規定

第 36 条 他の規則の廃止

次の規則は廃止する。

1. 意匠の分類に関する 1970 年 9 月 15 日の規則第 9122 号
2. 1970 年 5 月 29 日意匠法に付随する 1966 年 12 月 20 日の規則第 1163 号
3. 1970 年 5 月 29 日意匠法に付随する更なる規定を定める 1966 年 12 月 23 日の規則第 1264 号

第 37 条 施行日及び経過規定

本規則は 2003 年 5 月 1 日から施行する。

旧規則は、第 3 段落及び第 4 段落に別段の定めがない限り、本規則の施行前に登録され又は登録出願がされた意匠に適用する。

第 26 条から第 28 条までの規定は、本規則の施行前にされた出願であっても 2003 年 3 月 13 日意匠法に基づきされた登録に適用する。

第 7 章の規定は、第 32 条第 1 段落を除き、本規則の施行前に登録され又は登録出願のされた意匠にも適用する。